地元産材利用促進事業のご案内

~丹波市産の木材を利用して新築等する場合、補助を受けることができます~

補助メニュー	住宅建築に対する補助
対 象 者	丹波市産の木材を利用して木造住宅、倉庫、車庫を新築又は増・ 改築される方
補助要件	次の①~④すべてを満たすことが必要です ①市内に新築または増・改築される物件 ②「産地証明」など、丹波市産の木材として確認できる書類等の提出 ③市内業者(本店が市内であるもの)が施工すること ④令和5年4月1日から令和6年3月31日までに申請すること ※着工前に申請してください。 ※予算の範囲内での受付となります。予算が無くなりしだい、受付は終了となりますので、申請時にはお問い合わせください。
補助金額	丹波市産の木材の利用量 (1m3当り2万円) に応じた金額 (最高50万円まで) ※予算の範囲内
お問い合せ先	産業経済部 農林振興課 林業振興係(春日庁舎4階) 電話:(0795)88-5029(直通)